

### 第31回群馬県スポーツ少年団 小学生柔道交流大会実施要項

- 1 趣 旨 県下の柔道を愛好するスポーツ少年団員を一堂に会し、技術の向上と参加者の親睦を図り、少年の健全育成と柔道の普及・振興に寄与することを目的とする。
- 2 主 催 公益財団法人群馬県スポーツ協会 群馬県スポーツ少年団
- 3 後 援 群馬県 群馬県教育委員会 群馬県柔道連盟 (公財) 群馬県防犯協会  
(予 定) (公社) 群馬県柔道整復師会 群馬テレビ 上毛新聞社
- 4 主 管 群馬県スポーツ少年団柔道専門部会
- 5 日 時 令和2年3月1日(日) 午前8時30分計量 午前9時30分 開会式開始
- 6 会 場 ALSOK ぐんま総合スポーツセンター ぐんま武道館  
大道場、第1道場、第2・3会議室
- 7 参加資格 (1) 小学1年生から小学6年生の男女とする。  
(2) **日本スポーツ少年団登録済みの団員であること。**  
(3) **申込責任者・監督及びコーチは、必ず2名以上のスポーツ少年団認定育成員又は認定員の有資格者であることとする。**  
(4) スポーツ傷害保険に加入済みであること。  
(5) 健康診断を受け、保護者の承諾を得ている者。  
(承諾書は当日朝受付に提出)  
(6) 重複した団体からの出場は禁止する。
- 8 競技方法 (1) 各学年別とも体重別の個人戦で、トーナメント戦により行う。  
(但し、人数が少ないときは、リーグ戦により行う。)  
(2) 体重別の試合とし、体重区分・組合せについては本部一任とする。  
(3) 競技時間は2分間とする。
- 9 審判規定 (1) 国際柔道連盟試合審判規定及び少年大会特別規程による。  
(2) 優勢勝ちの判定基準は、「一本」「技あり」「僅差(指導差2以上)」「判定」をもって、必ず勝敗を決める。
- 10 表 彰 各種別とも優勝・2位・3位を表彰する。
- 11 参 加 料 1人 500円 (当日受付で納入する。)
- 12 参加申込先 別紙申込み用紙により、各単位団は**令和2年1月5日(日)まで**に下記あて郵送で申込むこと。(申込みは、各市町村本部長の承諾を得ること。)  
**(申込み締め切り以後は一切受け付けない。申込みの際、スポーツ少年団登録システムの単位団修正画面より参加申込みに関わる指導者、団員全てが印字されるようにプリントアウトし、添付すること。または帳票機能により各単位団の登録情報をダウンロードし添付すること。)**  
申込書は「群馬県スポーツ協会」ホームページからもダウンロードできます。

〒376-0001 桐生市菱町1-29-7  
群馬県スポーツ少年団柔道専門部会事務局 高橋 幸夫 宛  
TEL 0277-22-5023  
E-mail y.takahashi@kuc.biglobe.ne.jp

13 組み合わせ 令和2年1月26日（日）事務局（柔道専門部会員）による責任抽選とする。

14 その他

(1) **注意事項について**

選手の体重申告は、必ず正確にすること。体重等において、著しく要項に反する行為が認められた場合は、その単位団に1年間の出場停止処分等を課するものとする。

(2) **脳振盪対応について、選手および指導者は下記事項を遵守すること。**

① 大会前1ヶ月以内に脳振盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。

② 大会中、脳振盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。（なお、至急、脳神経外科の専門医の精査を受けること。）

③ 練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。

④ 当該選手の指導者は大会事務局及び全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。

(3) 参加選手は、8時30分までに集合すること。

(4) 弁当など必要と思われるものは各自で用意すること。

(5) 大会における怪我などについては、主催者側は応急処置のみとする。

(6) 選手は、スポーツ少年団団員章を左腕に付けること。

(7) 参加団体は、単位団旗を持参すること。

(8) 試合場には選手・監督・コーチ・大会役員・審判員・係員・報道記者以外は入れない。なお、監督・コーチは審判員に準じる服装であること。

(9) 駐車場については、イベント駐車場を利用すること。

(10) ゴミは各団体で持ち帰ること。（弁当・飲料水等）

(11) 貴重品は各自で管理すること。

(12) 館内の指定場所以外は飲食禁止とする。

(13) 大会終了後の畳上げを各単位団は協力すること。

(14) 大会終了後審判及び各単位団の責任者による反省会を実施する。

(15) その他詳細について不明な点があれば申込先へ問い合わせること。